

改 正 案

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～十三（略）

十四 法第九十四条第一項、第三項及び第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号、第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項及び第二百五十二条の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

十五（略）

（報酬等の額の算定方法）

第三十四条 法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 理事、監事又は会計監査人（第二百五十二条の二の二第三項及び第二百五十二条の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該

現 行

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～十三（略）

十四 法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号、第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項及び第二百五十二条の十二第二号八を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

十五（略）

（報酬等の額の算定方法）

第三十四条 法第四十二条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の参事その他の職員を兼ねている場合における当該参事その

<p>金庫の参事その他の職員を兼ねている場合における当該参事その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第五十八条第二項第十八号に規定する類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>7 法第五十八条第二項第十八号に規定する労働金庫の経営の健全性を損なつおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>8（略）</p> <p>（労働金庫連合会の付随業務）</p> <p>第四十三条（略）</p>	<p>他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十二条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一）三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7（略）</p> <p>（労働金庫連合会の付随業務）</p> <p>第四十三条（略）</p>
---	---

2 } 4 (略)

5 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げるものとする。

6 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げるものとする。

7・8 (略)

(証券関連専門業務等)

第五十二条 (略)

2 } 6 (略)

7 第四十三条第八項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(割合の算定)

第八十二条の二 法第八十九条の五第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百五十二条の二の十第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第八十九条

2 } 4 (略)

5 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げるものとする。

(新設)

6・7 (略)

(証券関連専門業務等)

第五十二条 (略)

2 } 6 (略)

7 第四十三条第七項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(新設)

の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。

()の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。 第五十二条の二において同じ。)に金融庁長官及び厚生労働大臣により公表されている金庫(次条及び第五十二条の二の第二項において「すべての金庫」という。)の数で除して行うものとする。

(金庫に対する意見聴取等)

第八十二条の三 法第八十九条の五第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての金庫の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての金庫に対し、説明会の

(新設)

- 開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二百五十二条の二及び第二百五十二条の二の二第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
 - ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
 - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 | 法第八十九条の五第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 すべての金庫の説明会への出席の有無
 - 三 すべての金庫の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第八十九条の五第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 | 前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第八十二条の四 法第八十九条の六第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務（法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続（法第八十九条の五第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二百五十二条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第二百五十二条の二の三、第二百五十二条の二の八第二項及び第二百五十二条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 三 (略)
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金

(新設)

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 三 (略)
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金

者等の求めに応じた説明及びその交付

イ〜リ (略)

又| 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1)| 指定紛争解決機関（法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百十四条第一項第四号八及び第百五十二条の二十四第一項第十八号において同じ。）が存在する場合、当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2)| 指定紛争解決機関が存在しない場合、当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル (略)

五・六 (略)

2} 4 (略)

(内部規則等)

第九十五条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に

者等の求めに応じた説明及びその交付

イ〜リ (略)

(新設)

又| (略)

五・六 (略)

2} 4 (略)

(内部規則等)

第九十五条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に

定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。
（に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第九十五条の二 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 金庫業務関連苦情（法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第一条第十三項に規定する認可金融商品

関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（新設）

取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより金庫業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十九条の五第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 | 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）

）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十二条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五 金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十九条の五第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四条の七各号に掲げる指定を取り消

され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十九条の五第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫が銀行法第十

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

（新設）

二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 (略)

2 (略)

3 第四十三条第八項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第八項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(労働金庫代理業に係る内部規則等)

五・六 (略)

2 (略)

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 (略)

2 (略)

3 第四十三条第七項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(労働金庫代理業に係る内部規則等)

第三百二十七条 労働金庫代理業者は、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該労働金庫代理業者の所屬労働金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（指定申請書の提出）

第二百五十二条の二 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第二百五十二条の二の二 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第八十九条の五第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定によ

第三百二十七条 労働金庫代理業者は、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（新設）

（新設）

る指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）
（が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一
項第一号に規定する法人をいう。第百五十二条の二の七第三項第
三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産
目録又はこれに準ずるもの）

2 | 二 法第八十九条の五第一項の規定による指定後における収支の見
込みを記載した書類

2 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令・厚
生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第八十二条の三第一項第二号の規定によりすべての金庫に対し
て交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月
日及び方法を証する書類

三 金庫に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫に対す
る業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又
はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証
する書類

イ 到達した場合 到達した年月日
ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかつ
た原因

3 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚
生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合

員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第百五十二条の二の十第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）以下この項、第百五十二条の二の四及び第百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第八十九条の五第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百五十二条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百五十二条の

二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

- 七 役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二百五十二条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第二百五十二条の二三 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二百五十二条の二の六まで及び第二百五十二条の二の八から第二百五十二条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十九条の六第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二百五十二条の二の四 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣

（新設）

（新設）

府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないとして認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ

。 () の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第百五十二条の二の五 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定

（新設）

を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等はこれらであつた者
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人

事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。()における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第百五十二条の二の六 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情(法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金庫の名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

(新設)

2 | 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第百五十二条の二の七 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

(新設)

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る金庫業務関連紛争(法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 | 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十

三 第三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に必ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3

銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 金庫業務関連苦情を処理する業務又は金庫業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官及び厚生労働大臣が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客に対する説明)

第二百五十二条の二の八 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための

(新設)

要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二百五十二条の二の九 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならぬ。

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。

）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(新設)

(指定紛争解決機関の届出事項)

第五十二条の二の十 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び金庫の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確實でないと見込まれる理由及び当該金庫の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。)又は子

(新設)

法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第百五十二条の二の十一 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十五号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定預金等)

第百五十二条の二の十二 (略)

(新設)

(特定預金等)

第百五十二条の二 (略)

第百五十二条の四 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第百五十二条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)(は、同条第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第百五十二条の七の二において同じ。)(に關して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)(とする旨

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令・

厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第百五十二条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)(に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)(を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)(以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第百五十二条の七 令第七条の三第一項及び第七条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百五十二条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は労働金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投

(電磁的方法の種類及び内容)

第百五十二条の七 令第七条の三第一項及び第七条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百五十二条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は労働金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(新設)

資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百五十二条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項

(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

(新設)

- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第百五十二条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第百五十二条の十において同じ。)から起算して一年

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二百五十二条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第二百五十二条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二百五十二条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百五十二条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む)以下この条において同じ。)に規定する内閣府令・厚生労働省令

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
 - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第一百五十二条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項

で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（新設）

に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日という。次号、次条第二項、第二百五十二条の十四第二項第三号及び第二百五十二条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百五十二条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日という。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百五十二条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第百五十二条の十四の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項にお

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項にお

いて準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百五十二条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 （略）
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第一百五十二条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める期間は、十一月（次の各号に

いて準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 （略）
 - 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- （新設）

（新設）

掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第二百五十二条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第五百五十二条の二の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第五百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）
2）4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五百五十二条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一）十六（略）
- 十七 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事

第五百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第五百五十二条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第五百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第五百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）
2）4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五百五十二条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一）十六（略）
- 十七 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事

業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第百五十二条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第百五十二条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなさ

（禁止行為）

第百五十二条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなさ

れる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して
、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号ま
で及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合にあ
つては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から
第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の
知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照
らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説
明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは
媒介をする行為

イ〜ハ (略)

二丁六 (略)

(標準処理期間)

第百五十七条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は金融庁長官若しく
は財務局長若しくは福岡財務支局長及び厚生労働大臣又は都道府県
知事は、法、令又はこの命令の規定による免許、許可、認可、承認
又は指定(以下「認可等」という。)に関する申請(予備審査に係
るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申
請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる
認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるも
のとする。

れる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して
、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号ま
で及び第七号に掲げる事項(八に掲げる書面を交付する場合にあ
つては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から
第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の
知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照
らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説
明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは
媒介をする行為

イ〜ハ (略)

二丁六 (略)

(標準処理期間)

第百五十七条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は金融庁長官若しく
は財務局長若しくは福岡財務支局長及び厚生労働大臣又は都道府県
知事は、法、令又はこの命令の規定による免許、許可、認可又は承
認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到
達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるも
のとする。ただし、労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣若し
くは金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請又は令第十条の
二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等の
うち、他の財務局(福岡財務支局を含む。)の管轄区域に影響を及
ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努め

<p>2 一 労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣若しくは金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請又は令第十条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等</p> <p>二 法第八十九条の五第一項の規定による指定</p> <p>2 (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (新設)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、労働金庫法施行規則第八十六條第一項第四号の改正規定、同規則第九十五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、同規則第百十四條第一項第四号に次のように加える改正規定、同規則第百三十七條の改正規定、同規則第百五十二條の二十二第一項第一号の改正規定（「第百五十二條の二第二号」を「第百五十二條の二の十二第二号」に改める部分を除く。）、同規則第百五十二條の二十四第一項の改正規定（同項第十七号に係る部分を除く。）、同規則第百五十二條の二十七の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を第百五十二條の二十七の二とし、第百五十二條の二十六の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

（特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家による申出の方法）

第二条 改正法附則第三条第四項において準用する同条第二項の規定により改正法第九条の規定による改正

後の労働金庫法第九十四条の二において準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第一項の規定による申出をする場合には、当該申出に係る同項の契約の種類（改正法第九条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条の二において準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第三条 改正後の労働金庫法施行規則第一百五十二条の二十四第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 改正後の労働金庫法施行規則第一百四十一条第四号八の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。